

令和8年4月1日

県内医療機関各位

地域医療政策課  
医師・看護職員確保対策課  
感染症対策・薬務課

令和8年度厚生労働省補正予算「医療・介護等支援パッケージ」  
医療分野における賃上げに対する支援について

県では、国の補助事業を活用し、賃上げに対する支援のため補助事業を実施しますので、下記により、申請願います。

記

1 補助対象・補助額

(1) 補助対象・補助条件

以下①②③の要件を満たす、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション、保険薬局に対し、所定の金額を補助

- ① 令和7年12月から令和8年5月までに対象職員のベースアップを行うこと **※1**
- ② 令和8年3月1日時点で、ベースアップ評価料を届け出ていること **※2**
- ③ 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設であること。

**※1 対象職員のベースアップに関する補助条件**

ア 賃金表や給与規程等の変更には時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分は「一時金又は特別手当の支給」とすることも可能。

イ 原則、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分は、令和8年3月までに対象職員に支給し、4月から5月は、一時金等ではなくベースアップを実施する形で賃金改善を実施すること。

**【前回 2/27 通知からの変更点】**

ただし、やむを得ない場合は、4月以降（原則6月まで）の支給を行う場合も、賃上げ支援事業の補助対象となります。

※対象となる支給方法

- ・昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップ、または毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給
- ・昨年12月から本年5月までのベースアップ、または毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給

※「やむを得ない場合」については、医療機関において判断し、理由を整理しておくこと。  
例) 賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない など

ウ 本事業による賃上げ支援の補助対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- ① 対象医療機関等の管理者
- ② 対象医療機関等を開設する法人の理事長  
対象医療機関等を運営する個人事業主
- ③ 薬局の開設者（現時点の国回答では「管理薬剤師も対象職員に含まない」となっている）

※詳細は申請要領2(2)を参照ください（今後、国対応次第で変更があり得る）

**※2 ベースアップ評価料の届出について**

現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーション、保険薬局については、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（実績報告時に報告必要）

## (2) 補助額

施設区分	補助額
有床診療所（医科・歯科）	7.2 万円（使用許可病床数 1 床あたり） ※ 使用許可病床数が 2 床以下は 1 施設 15.0 万円補助
無床診療所（医科・歯科）	15.0 万円（1 施設あたり）
訪問看護ステーション	22.8 万円（1 施設あたり）
保険薬局	↓所属する同一グループ内の薬局数 ※ ～5 店舗：14.5 万円（1 施設あたり） 6～19 店舗：10.5 万円（1 施設あたり） 20 店舗～：7.0 万円（1 施設あたり）

※ 同一グループ内の薬局数とは、厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書 1④または特掲診療料の施設基準等に係る届出書 5ウ」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数

## 2 申請方法

(1) 県 HP にある申請書等をダウンロードし、必要事項を記入ください。

※下記 URL または「新潟県 医療機関賃上げ物価支援」等で検索ください

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/top-page-chinageshien.html>

※紙での申請を希望する場合は、申請書をお送りしますので、以下問合せ先にご連絡ください。

(2) 交付要綱、申請要領に記載した条件を必ず確認の上、法人単位で申請書を作成ください。

(3) 下記の事務局メールアドレスに提出ください。

[hshinsei@sub.pref.niigata.lg.jp](mailto:hshinsei@sub.pref.niigata.lg.jp)

## 3 申請期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 6 月 30 日（火）〆切 ※郵送の場合は発送日

※交付決定後、全額を概算払で支払う予定です。

※令和 7 年 12 月から令和 8 年 5 月までの賃上げ状況について、令和 8 年 8 月 1 日（土）までに、実績報告書を提出ください。

※なお、本補助金（賃上げ支援事業）を**全額、賃金改善に使っていない場合、その未使用分が補助金返還の対象となります**のでご注意ください。

詳細は、上記ホームページ掲載の交付要綱および申請要領を必ず確認ください。

【問い合わせ先】 新潟県医療機関賃上げ・物価支援事務局  
電話番号：025-256-8621（受付時間：平日 9 時～17 時）  
メールアドレス：hshinsei@sub.pref.niigata.lg.jp  
住所：新潟市中央区新光町 4 番地 1